

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道恵庭市有明町三丁目四六八番地、最後の住所北海道恵庭市柏木町二丁目八番一―二〇五号 被相続人 亡 成田 勝英 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

札幌市中央区大通西十丁目南大通ビル五階 富岡法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県伊具郡丸森町金山字杉下九四番地、最後の住所宮城県伊具郡丸森町金山字杉下九四番地 被相続人 亡 笠間 八男 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

仙台市青葉区二丁目三十一〇 二階 相続財産清算人 弁護士 宮本 洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市石橋二四番地、最後の住所山形県酒田市石橋二四番地 被相続人 亡 佐藤 正志 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

山形県酒田市東泉町四丁目一二番地の八 藤井正寿法律事務所 相続財産清算人 弁護士 藤井 正寿

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区台東四丁目二四番地、最後の住所茨城県東茨城郡城里町大字石塚五三三番地の一 しまホーム常北 被相続人 亡 稲葉美和子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

茨城県水戸市中央二丁目八番三十一号茂手木ビル一〇二号 茂手木法律事務所 相続財産清算人 弁護士 菅野 美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市熊野町一二番地、最後の住所群馬県太田市新田赤堀町一二八番地一ささら子の里 被相続人 亡 田邊 五郎 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

群馬県前橋市下細井町二一六番地一 ラ・フランス二階 相続財産清算人 弁護士 山本 和徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山四丁目二四番、最後の住所埼玉県川口市大字松三〇五番地の1タムスさくらヴィラ川口 被相続人 亡 片岡 恒子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

埼玉県川口市芝新町五一―SKビル三階C号室さざんか総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 溝岡 由里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区門前仲町一丁目一九番地、最後の住所東京都墨田区業平一丁目六番三―四〇八号 被相続人 亡 橋本 滋 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月二十五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤ビルディング六階 東京はやぶさ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 吉田 隆宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住中居町三〇番地、最後の住所東京都杉並区成田西四丁目一―番一〇号 被相続人 亡 高梨 具幸 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年六月三十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

東京都港区虎ノ門一丁目一五番一―二号日本ガス協会ビル五階LM虎ノ門南法律事務所 相続財産清算人 弁護士 曾根 翼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区南品川五丁目二一七番地、最後の住所神奈川県横浜市磯子区森三丁目一六番八号アリビオ夕風一〇三号 被相続人 亡 星野 佳昭 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

神奈川県横浜市中区海岸通四丁目二三番地 マリンビル五階 相続財産清算人 弁護士 伊澤 一美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜保土ケ谷区神戸町三番地八、最後の住所神奈川県横浜須賀土上町二丁目一二番地九 被相続人 亡 佐野 邦典 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

神奈川県横浜須賀土米が浜通一丁目七番地二 サクマ横須賀ビル三〇一 相続財産清算人 弁護士 伊東 秀文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区東上野一丁目三番地、最後の住所神奈川県秦野市南が丘四丁目四番地二一六―一五 被相続人 亡 高瀬 信子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

神奈川県足柄上郡開成町牛島五〇番地四TY S五〇四ビル二〇二号足柄上法律事務所 相続財産清算人 弁護士 笠間圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県志摩市大王町波切六―〇番地二、最後の住所神奈川県横浜市区岡津町二九〇一番地一グローバルホーム アカシヤの家 被相続人 亡 天白 彌生 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十七日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

神奈川県横浜市中区南仲通三―三五横浜エクスプレント三階A2 相続財産清算人 弁護士 櫻井みぎわ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県加茂市大字加茂新田二五〇三番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 川崎 ミツ 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年四月二十三日

事務所新潟県燕市井土巻二丁目一八八番地五 弁護士法人北辰法律事務所県央事務所 相続財産清算人 弁護士 齋藤 貴介

第60期決算公告		2026年4月20日
岩手県陸前高田市竹駒町字根沢27番地1		
株式会社ボンマックスアパレル		
代表取締役 廣井健太郎		
貸借対照表の要旨(2026年1月31日現在)		
科	目	金額(千円)
	金	
資産部	流動資産	196,946
	固定資産	20,373
負債純資産及び部	負債合計	217,319
	純資産合計	217,319
流動負債	流動負債	121,818
	固定負債	4,439
流動資産	流動資産	117,379
	固定資産	19,738
流動負債	流動負債	75,761
	固定負債	40,000
流動資産	流動資産	35,761
	固定資産	9,930
流動負債	流動負債	25,830
	固定負債	(3,975)
流動資産	流動資産	217,319
	固定資産	217,319